

- 市民と行政との共同事業（後に住民主体の事業へと変化していく）の取り組み内容。
 - (1) ささえあいミーティング： 小学校区で地域の個別性を重視、延べ 2000 人くらいが参加。最近は社協を全面に出すようにしている。自治会長や民生委員などにも入ってもらっている。
 - (2) ささえあいマップ： 「自主防災組織をやらないと。」と自治会長から提案。そうした住民の意向を受け、186 カ所の自治会毎に「ささえあいマップ」を作成。各地域内の要支援者、支援提供者等の情報共有を行った。また東日本大震災時も同マップを活用し、「日常の支え合い」が「災害時の助け合い」に繋がった。
 - (3) ふれあい見守り活動： 見守りの必要なひとり暮らし高齢者世帯などを訪問して安否確認を行う。地域の課題や支援者の関係を書き込んだ「ささえあいマップ」を活用。
 - (4) いきいき元気サポート制度： 「いきいき・元気サポート」が制度外の生活の困りごとを支援する有償ボランティア制度。
- 平成 24 年より「地域安心ネットワーク会議」を開催。民間業者と連携し、様々な業種にも入ってもらい、虐待や孤立死を発生させない地域つくりを目的とした、民間主体の活動と行政との共同会議。このように、地域住民と行政、地域住民通しの繋がりをこつこつ積み上げてきた。
その結果、住民から「気になる」情報等が市役所に迅速にあがってきて、市役所が迅速に対応。支えあいミーティングなどでちらしなど作って、何かあったら福祉総合窓口にやってくる。そうすると、孤立、孤独、ハイリスクなどが含まれてくる。このような取り組みの中からセルフネグレクト事例があがってきている。
- ⑥ 平成 25 年 5 月より「地域安心ネットワーク」事業（事業者等との連携により日常的な見守りを強化し、孤立死・虐待等の発生を未然に防止する事業）を開始。
- 平成 19 年度以降、事業所や市民、行政とが連携した重層的な見守り体制・予防への基盤作りを段階的に行ってきました。

2) 課題

- ・ 市町村の課題：予防策としての地域ぐるみでの取り組みが重要。
- ・ 家族全体への支援が必要であるため複数の担当のかかわりが必要である。縦割りの組織では活動が不十分になりがちである（組織内に調整機能を作るとスムーズ）。
- ・ 組織的対応が必要である。（管理職の理解が重要。職場内研修で共通認識を作つておく）。
- ・ 保健医療福祉等関連分野との連携が取りやすい組織が必要である（各種ネットワーク会議等で日頃から連携体制を作つておく）。
- ・ 職員が権利擁護に対する高い意識を持たなければならない（各種ネットワーク会議等で日頃から連携体制を作つておく）。
- ・ 職員の専門性の確保（相談支援の中で虐待のリスクを捉えることができる知識・技術（虐待と言う言葉で相談が寄せられることばかりではない）。
- ・ 地域を基盤とした支援ネットワークを充実する必要がある。（虐待防止、早期発見、対応、再発予防）。

虐待事例 1：

70 代女性、夫は認知症、息子は精神科受診中断してトラブル、経済的な余裕がない。息子への虐待がありそう。／市町村はマネジメントの視点を持ちづらい。行田市ではトータルサポート推進担当が対応。／民生委員が心に留めているだけだと行政に伝わらない。住民に理解していくだく。また、専門知識がなくても相談できるよう工夫が必要。何かおかしいと思ったら何でも言ってもらう関係性を重視。

虐待事例 2： 使用者虐待

関係機関では既に対応が終わり、地域で見守っているケース。／10 年以上前から仕事。職場のストレスで抑うつ状態。ブラック企業による洗脳恐怖支配。配偶者や子どもにも洗脳恐怖支配が及ぶ。本人は市の支援を拒否。／相談者である病院の C W の情報。病院の D r が発見。本人からの申し立てがなく厳しい、といわれた。／市としては事実確認せず県に通知して労働局へ連絡。／いまのマニュアルでは、労働局企画室が受けて県、市町村は生活支援、となっている。病院のほうで入院治療し、親族と連絡するがあまり積極的でない。県に持ち掛け、労働局も入って市が同行させてもらう形でケース会議してもらえるようにしたが、「調整なき分担」があり腑に落ちない対応。ケースマネジメントができないことが問題。福祉とは言語が違い話ができない。総合調整するのは難しい。

フローそのものの課題というよりも、連携を強固にしていくサイクルを回す人がいない。任せられたところは回るが、全体が回らない。この件では、会議の中で「ウチがやれることはやった」と。あとは生活支援だからよろしく、といった感じ。ブラック企業なので、市町村としても、暴力団に市の職員が殺されたということもあり職員を守りたい。しっかりやろうといつてもマネジメントうまくいかず、チームにはなれてない。現在も出入りの業者に見守りや民生委員にお願いしている。例えば、労働局と一緒にできないかと考えている。研修などで労働関係者にもう少し理解してもらうとか、合同検討チーム、ベテランと新米でペアになって検証、ケース記録になぜそのアクションを起こしたか、など。

虐待事例（上記 1～2）を例に、「被虐待者への対応が、現在は「労働局」「都道府県」「市町村」ごととなっている。その為、対応や情報共有等に「隙間」が生じているのが現状。被虐待者の支援を最優先に考えるのであれば、それぞれが協働で対応することが望ましいと考えられる。」との課題点を指摘される。

.....
【質疑】

志賀： 3分野での虐待対応を作ったきっかけは何か。児童分野での問題ということだが。

野村： 県の対応が市や関係者で情報共有できていなかつた為。

大塚： 3つの分野の横断というのは一つのモデル。地域とか安心ネットワークの話もあり
有効な方法論。地域で生活する人への支援基盤で市町村への期待感が持てる。とは
いえ、使用者虐待という異質なものが入っている。市町村の立場では正直どう考
えるか。

野村： 使用者虐待について言えば、生活支援で関わるのは大事だしやりたいが、分野が
異なっていた労働とやる上で、始まったばかりなので、歩み寄って理解しないとい
けない。連携しやすい仕組みがもう少し必要。マニュアルとか研修とか。労働と一
緒にできるような、一緒に行う検討とか。それによって波及して、障害者の就労支
援そのものが充実するのだろうと思う。労働基準監督署は民生委員からは情報をと
れないと。

志賀： 養護者への対応は市町村という事はよいと思う。しかし、使用者虐待は、搾取を
監督する所（労働基準監督署）と行政とではそもそも文化が違う。ケアマネジメン
トといつても理解できないだろう。労基署のほうも何十年のノウハウがある。そこ
に対して無防備に素人が入っていっても、そもそも違う趣旨の所なので難しい。

大塚： とはいって、ケアマネジメントはやらないといけない。異業種とどう作れるかとい
うことになってくる。

大塚： 予防が大事。川崎市は研修などやっている。養護者虐待では、育成会等や特別支
援学校の父兄に対して啓発は行っているか。中々やりづらいということがあると思
うが、必要性や予防の戦略はどうか。

野村： 虐待のワークショップ。NPO の子育て支援や民生委員・児童委員等、相談支援も
入って行った。そこでは、関係機関は事後の対応ばかりというけど、虐待が起きない
ようにしてほしい、という意見が多くかった。幅広く呼びかけなければ、と思う。

.....

3-2. 第2回研究会（9月24日）

(1) 法施行後の国の調査とその課題／高齢者施設における虐待について

仙台センターは、介護保険ができた際に全国3ヶ所にできたセンターの一つ。国の施策に関わる施設として設置された。研究事業については「認知症・虐待防止対策推進室」が所管。仙台センターでは高齢者虐待防止の事業、特に施設虐待を吉川先生が担当していた。大学院までは心身障害学専攻だったこともあり障害の問題には関心が高い。

1) 法施行後の国の調査とその課題について

- ① 高齢者虐待防止法は養護者と要介護施設従事者等からの虐待を規定。障害者虐待防止法と同じように医療機関や学校は入っていない。
- 虐待の包括的な禁止規定がない。
- 通報受理。一次的な対応は市町村が実施。従事者虐待は老人福祉法や介護保険法に基づく権限を行使、これがうまく機能しているかどうか。通報は個人、出口は老人福祉法なので施設単位となる。
- ④ 「法に基づく対応状況調査」平成19年度から実施。疑い事例も含めて調査をしていく。毎年度調査して公表。市町村が回答し都道府県が集約、国に集める。調査の構成は5種類。一次対応は市町村だがその業務の一部を包括に委託できるので包括の設置状況も聞いている（直営・委託）。養護者による高齢者虐待対応や虐待等による死亡事例も報告。適切かどうかはわからない。
- 従事者虐待は23年度750件近くの相談・通報件数。持ち越し事例もあるが151件の虐待と認められた事例が確認されている（表2）。
- ⑥ 養護者虐待は数が多く、通報は25,000件を超えており。その内16,000件が虐待事例。22年度～23年度については、数字上「横ばい」又は「減って」いる。しかし実数として減っているかは別問題（表2）。

表2 従事者、養護者からの高齢者虐待の年度数一覧表

(件)		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
従事者	相談・通報件数	303	431	505	463	574	748
	虐待事例数	54	62	70	76	96	151
養護者	相談・通報件数	18,390	19,971	21,692	13,404	15,315	25,636
	虐待事例数	12,569	13,273	14,889	15,615	16,668	16,599

⑦ 調査は「市町村ごとの集計値」をあげており、集計値としての傾向把握は行えるが、詳細な分析には不向き。又、（センターで直接調査をすると）自治体によって差がありそうだということがわかつてきた。法律の取り扱いや経験、体制整備、集計結果を生かしているのかどうかなど、自治体によって差がある。ほとんど何もしていない市町村も存在。調査結果を対応に反映しづらい。

⑧ 法の取り扱いに関する課題として、定義、対象、対応等がある。

- ・定義： 包括定義、禁止規定、「高齢者」「養介護施設従事者等」「養護者」の範囲（医療機関、法定外住居サービス、身体拘束、セルフネグレクト等）
- ・通報： 届出として受理する対象範囲

- ⑨ また自治体内によって対応もかなりばらつきがある。虐待と判断されなかった事例が放っておかれたりする。対応しているものでも、初年度に受理した事例で5年間経過観察して悪化して被害者が入院、等。対応がどう結果に繋がったのかが全国で見えていない。また、広域対応がうまくいっていない自治体がある。市役所の中でも連携がうまくいっていない。その理由としては、市町村単位でみると、経験があまり蓄積できていないのではないか。調査結果では2/3の自治体が施設虐待経験なし。法施行後でも養護者対応の経験がない市町村もある。
- ⑩ 法施行後5年間の、法に基づく対応状況の推移を見ると、ここ1、2年下がっているものとして「地域の住民・専門職向けの啓発」、伸び悩んでいるものとして「地域でのネットワークづくり」があげられる。小さい町村は苦手としている。地域のリソースを使うことが求められるがうまくいっていない。これに対して、センターと担当部署で詰めて、もう少し詳細な実態把握ができるよう、事例を市町村に挙げてもらう調査を今年やろうとしている。市町村にもメリットがあるよう、事例を入力すると市町村ごとの集計表が出てグラフが作成されるようなものを検討している。

2) 高齢者施設における虐待について

- ① 法施行後の主な取り組みは、実態調査や都道府県研修の推進事業。これには身体拘束ゼロや看護職への研修も含んでいる。また、介護保険施設への指導の観点に虐待が位置づけられた。そこで教育教材を作ったり、施策展開の状況調査などをここ数年行つたりしている。
- ② 施設での虐待の相談通報件数は750件程度だが、それをはるかにしのぐ件数があるということがわかつってきた。「疑われるケースはありましたか?」と聞くと、間違いなく通報件数は実態とかけはなれている。また、通報されても分からなくなるケースも相当数ある。介護職員の目撃・関与の有無を尋ねると、特養・老健で2割以上、GHで14%。これを国の調査と比べると、例えば身体的虐待では国の調査では全体の74.3%で、構成比が圧倒的に違う。特に違うのは心理的虐待。証拠に残らない、通報の基準にあがってこない、調べべきれない、という現状がある。調べやすい身体的虐待が国の調査であがつてきているといえる。
- ③ 身体拘束との関係について：介護保険施行時より身体拘束は虐待として禁止されている、しかし法には身体拘束が何の虐待にカウントされるか規定されていない。そのため今年研究している。性質的にはネグレクトではないか。整理の仕方も考えないといけないだろう。
- ④ 身体拘束の現状：身体拘束ゼロとはなっていない。拘束している人がいないという施設の割合が一番高くて以前の調査より改善してはいるが、同じ調査の2割くらい「違法な状況でされているのでは」という推計値が出ている。つまり、2割は虐待といわれてもしかたがないケースといえる。
- ⑤ 自治体では、養護者による虐待に比して体制、施策が未整備、経験が蓄積されづらい、防止策への注目度が低い、市町村と都道府県の連携が積極的でない、といった課題がある。

施設従事者虐待事例の特徴としていくつか分かってきたこと

- ◆ 心理的虐待を中心に潜在している危惧がある。
- ◆ 入所や通所の施設における虐待が多いが、そこに加えて在宅系も見ていく必要がある。
- ◆ 被害に遭う人は認知症が多い。認知症の人が示す行動上の障害（BPSD）、あるいは介護職に抵抗したことで虐待に至る事例が想定される（緊急やむを得ない場合以外の身体拘束）。
- ◆ 職場（組織）としての課題が大きい。教育を受けていないのに夜勤を任される、その職員自身もいじめられているなど。
- ◆ 施設では、表面化していないケース、組織的な背景、学習機会や材料の不足、そもそもケアの質の問題があると考えられる。

⑥ 高齢者虐待防止教育システムについて：

- ・ 高齢者虐待防止教育マニュアル：研修プログラムの立て方やスライド、ストレスマネジメントの小冊子などをパッケージにして現場向けに出した。
- ・ 行政向けに：日本社会福祉士会と連携して「手引き」を作成した。今後、全国の状況を把握した上で書き直しをしたい。

【質疑】

志賀： 3つのセンターは介護保険のはじめからあったのか？

吉川： センターは介護保険と同時スタート。認知症のセンターや研究はそれまでなかつた。関連する課題がいろいろあるのでそれもやるということで仙台が虐待と身体拘束。できた当初から大きなものだった。虐待防止の施設向けのメニューを作ってきた。国が調査をやるからメニュー開発を別途やるよう言われていた。国がクローズドな調査をしており、批判がいろいろあって3～4年前から連携している。

佐藤： 調査では数値的なものを入れてもらうならある程度定義を示さないといけないがどうしているのか。

吉川： センターでは具体例を盛り込んだ。国と一緒に調査をするときには例示が望ましくないと言われるので、法に照らして書いてください、としている。また身体拘束は原則として虐待とは書いてあり、具体的な行為の例示もある。

佐藤： 法律を離れて抽象的に虐待を整理すると、「保護する、支援する立場の者が権利を乱用している」といえる。虐待されているほうからの定義はそれに近い。

佐藤： 施設虐待は通報件数よりもだいぶ多いという話だが、その根拠は？

吉川： 郵送調査やインタビューの結果、マージと回収率、事例報告率などからの推測で明確な根拠というものはない。

吉川： ここ数年、施設側から自主的に虐待の報告があるケースも出てきた。法は浸透してきたかなと思う。

佐藤： 病院などでは実態や調査はどうか。

吉川： 身体拘束では病院などで少し調査をしている。法改正の声があるたびに議論にはなるが病院が対象に入らない。強い拒否感がある。

(2) 高齢者虐待防止研究の動向／養護者支援について

1) 高齢者虐待の対応状況

- ① 2011 年度の高齢者への虐待件数は、養護者によるもので 16,599 件（前年度比 0.4% 減）、養介護施設従事者によるもので 151 件あったことが厚生労働省の調査でわかった。
- ② 養護者による虐待の被害者は 76.5% が女性で、42.6% が 80 歳代。要介護度認定の認定済みが 69.2%。認知症日常生活自立度 II 以上の人々は、69.3% をしめた。虐待者は息子（40.7%）が最も多く、次いで夫（17.5%）、娘（16.5%）の順だった。
- ③ 待の種類では、暴力を加えるなどの「身体的虐待」（64.5%）、暴言を吐くなどの「心理的虐待」（37.4%）、財産を奪うなどの「経済的虐待」（25.0%）、「介護放棄」（24.8%）の順で多かった。
- ④ 一方、施設での虐待は、特別養護老人ホームで発生した事例が 30.0%、グループホームでは 24.0% を占め、虐待者の約 8 割が介護職員だった。

2) 高齢者虐待予防プログラム

- ・ 高齢者の「その人らしい生活の実現」を目的とし、以下の内容を実施する（表 3）。
 1. 高齢者向けプログラム
 2. 住民向けプログラム
 3. 援助専門職向けプログラム
- ・ 原則として一つの地域包括支援センターの生活圏域の高齢者、住民、専門職を対象に実施する。

表 2 高齢者虐待予防プログラムの概要

	高齢者向けプログラム	援助専門職向けプログラム	住民(家族)向けプログラム
目的	高齢者がもつ力を引き出し、自分らしく暮らしていくことを目的として実施する。	高齢者への外的抑圧を防ぎ、高齢者自身がもつ強みや力に気付き、それを引き出し、強化していくといった虐待を未然に防止するために必要なエンパワメントの視点、支援の価値等について確認することを目的としている。	高齢者が安心して暮らすことのできる地域となるために、また、その地域で自らも安心な高齢期を迎えていくためにも、今、できることを考え、住民が支え合う力を高めることを目的としている。
方法	このプログラムは、参加者が考え、意見交換し、討議していく参加体験型学習の形態をとっている。 自分らしく暮らすことが妨げられる虐待について知り、考え、行動することを段階を追って進めていく。	このプログラムは、援助者自身の価値や視点をあらためて確認していくために援助場面のロールプレイを通して進めていく。	このプログラムは、講義形式を中心としながら、参加者自身ができること、近隣と共にできることを考え、討議し、発表してもらう参加型学習の形態をとっている。
対象		3 つのプログラムとも原則として一つの地域包括支援センターの生活圏域を範囲として、その地域の高齢者、援助専門職、住民を対象として実施する。	
	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に実施する。	地域包括支援センターが虐待事例に対応する際、チームを組んで協働していく専門職を対象に、概ね 10 名程度にて実施する。	年齢に関係なく幅広く住民を対象に実施する。

【質疑】

志賀： 身体障害、知的障害とも、本人が老いてくるという認識はない。高齢の方の虐待が認知症にあるというのは高齢分野に独特の文化だと思う。それでも事前のエンパワメントに取組む、ということに驚いた。

3-3. 第3研究会（10月29日）

(1) 児童虐待の現状と防止法及び実践上の課題について／児童福祉分野から見る障害児者の虐待の実態

表3 平成23年度虐待対応件数、及び対応内訳

平成23年度虐待相談対応件数 59,919件			
一時保護 13,251件 (22.1%)			
施設入所等 4,499件 (7.5%) ↓内訳			
児童養護施設 2,697人	乳児院 713人	里親委託 439人	その他施設 650人

- 一時保護所の数、全国に130カ所。
- ② 一時保護所の利用日数、平均27.7日。はるかに超えているところは、だいたい大都市部となっている。自治体によって使い方に差がある。日数が少ないとところはもともと入所数も少ない。
- ③ 市町村における虐待相談の内容別件数の推移では、⑦年度毎に虐待件数が増加（約4,000件ずつの増加）①虐待の種別としては「ネグレクト」が最も多い ⑦年齢は小学生が多い（表4、表5）。

表4 平成23年度 市町村における虐待相談の内容別件数

件数(%)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成23年度	25,154(35.9)	27,008(38.5)	932(1.3)	17,008(24.3)	70,102(100)

表5 平成23年度 虐待を受けた子どもの年齢構成（市町村）

件数(%)	0歳～3歳未満	3歳～学齢児前	小学生	中学生	高校生その他	総数
平成23年度	15,803 (22.5)	19,112 (27.3)	24,579 (35.1)	8,047 (11.5)	2,561 (3.7)	70,102 (100)

- ④ 全国児童相談所の「子ども虐待相談件数」、平成24年度は66,807件。統計を取り始めた平成2年度の1,101件を「1」とした場合60.68倍、児童虐待防止法が制定された平成12年度の17,725件を「1」として3.77倍。
- ⑤ 変化を自治体別に見ると、毎年3～4割前後の（自治体の）虐待件数は横這いか減少となっている。残りの5～6割の自治体での件数が大幅に増加している。なお増加の一途をたどっているのが大都市圏を持つ自治体である（地域の結束力の高さと通告率の

高さは逆相関。都市部は多い。都市化現象が進むと通告率は増える。)。

⑥ アメリカでは身体的虐待は40倍、性的虐待は8倍の潜在的なものがあるとされている。日本では、大阪と兵庫の調査で、3歳の時に「殴る」「蹴る」「抓る」を経験したのはどちらも67%。2割くらいが「危ないところまでいった」。86万件。子どもに手を出す親の危うさはそのくらいある。数字に出るのはごく一部分。H22年度はすごく増えている。丁寧な対応ができなくなっている。

⑦ 虐待相談件数増加の背景理由として考えられること

1) 発見、発覚の急増の背景

- ・ 大阪の監禁死事件を初めとする虐待死事件報道の影響で、一般市民からの「泣き声」通告が急増した。結果、これまで通告されていなかった事例が、新たに通告されるようになった。
- ・ 警察が受理したDV相談に同伴児がいた場合、「危険性」という観点から虐待通告されている。

2) 組織的対応体制（体制整備）

- ・ 重大事件発生後の結果として、通告システムの強化や共通ダイヤルの周知、ホットラインやフリーダイヤルの設置等、通告窓口の強化、増設がある。その結果通告件数は増加することとなるが、逆にこれまで何も支援に結びついていなかった事案があったことを示していると考えられる。
- ・ 児童相談所、平成17年度から23年度の間に12カ所増設。受理件数は設置箇所に応じて増加している。

3) 不適切養育の発生に関すること

- ・ 計画外妊娠、生活準備が整わないまま、あるいは全く生活設計の無いままの妊娠・出産が一定数、出現している。
- ・ 育児支援と不適切養育の未然防止が進んでいない。
- ・ まだまだ潜在的に虐待があると考えられる。一般市民の注意喚起水準が少し動くだけで、予防医学的にいえば撡陽性率も高くなるが、結果それまで通報されていなかった虐待も発見されると考えられる。

⑧ 平成15年7月1日～平成24年3月31までの間に虐待死、心中死として報告・確認された子供の年齢別死者数（105ヶ月（455週））を見ると、虐待死は495人、心中死は355人となっている。虐待死では0歳を頂点に、3歳未満までが突出している。またH23年度の虐待死では、0歳0ヶ月が11人、1～11ヶ月が13人と出生直後の虐待死が突出している。これらのことから、以下の2点がいえる。

- ・ これまでの虐待対策は、全体として増加したかもしれない虐待死を、一定比率未然防止できた。
- ・ ただし、0歳の子供の虐待死の未然防止は、あまり成功していない。
- ・ （母親が）思春期からの、妊娠～周産期、新生児期に特化した養育支援の集中投入が、未然防止策として先ず必要。

⑨ 急増する発見・発覚件数の背後で、⑦新たな世代の不適切な養育 ④養育、又は虐待の質的な変化の可能性も考えられる。

⑩ 現状での、福祉機関における対応能力の限界値に達してきている。すべての育児世代、新たな妊娠・出産を迎える世代への、組織的な支援体制の充実が必要である。

⑪ 施設の小規模化と家庭的養護の推進について：現在は施設保護から小規模化へと進んでいるが、「集団」の中であるから（よい意味で）子どもが「変わる」ということもある（集団の中にいると何らかの形でうまくやっていかなければ子ども自身が社会化する。浮いていると思う子でもみんなが迷惑かけるほどにはしにくい。等）。多くの里親は「子どもを預かったら聞いていた話とぜんぜん違う」と言う。多くの課題を持った子どもは、小規模にするほど困難なケースがある。小規模化については、より個別な対応が必要かと考えられる。

（2）アメリカ合衆国 2011 虐待年次報告書より

- ① 日本もこういった数値の把握を行う必要がある。
- ② CPS（児童保護局）対応 200 万件。通告元が専門職からのが半々。1570 件が亡くなっている。日本と同率なら 120 件くらいのはずだが 1570 件というのは、いかにアメリカでの件数が多いかということ。
 - 73 万件は虐待でないが要支援。虐待はなくても里親、在宅支援となる。通告をきっかけに支援が始まる。日本のように「虐待ではない。よかったです。」で終わりということはない。
 - 障害がある子どもの場合もある。例えば「4回の引っ越しをしている世帯。電話の向こうでキーキー叫んでいる 3 歳の子どもがいる。「一人になって落ち着いて」と母に返す。」こういうケースはだいたい自閉症の場合が多い。虐待等が何にもないから「さようなら」というわけにはいかない。支援が必要な場合がある。そうでないと通告が生きない。そういう事例に対応しても虐待としては「0 件」だが、子どもや家族の課題を考えると、必要なサービスである。

（3）虐待につながる児童の状況から見た考察

- ① 障害児の場合、障害のない児童に比べ虐待にあう率が高いことが指摘されている。
- ② 被虐待児に占める障害児の割合、7.2%（本間、細川 H13）
- ③ 精神発達の遅れや知的障害のある被虐待児、7.4%（田村（本調査） H21）
- ④ 「身体発達の遅れや障害」のある場合にはネグレクトが高くなる特徴を除けば、知的障害、発達障害ともに身体的虐待が明らかに高い。
- ⑤ 「精神発達の遅れや知的障害」がある場合、加えて「精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症」の場合、性的虐待のリスクが高い。
- ⑥ 「身体の発達の遅れや障害+精神発達の遅れや知的障害」の重複障害児において、虐待（特にネグレクト）の重症化傾向が在る。
- ⑦ 障害や問題行動以外の要因と虐待の重症度では、「生命の危機有り」に「望まれずに出生」や「親との分離体験」のある被虐待児に優位に高いことが明らかとなった。
- ⑧ 「望まれずに出生」に該当する被虐待児における 0 歳児の割合は 40%。内、主たる虐待がネグレクトとなっている。
- ⑨ 虐待を受けた児童の特性に応じた対策が、虐待者に対する対策や支援と合わせて重要であると思われる。

【質疑】

曾根： 被虐待児に占める障害児の割合は？

山本： 15%。実はアメリカの統計と変わらない。

竹ノ内： こんにちは赤ちゃん事業で効果があるかどうか。／P33（勉強会、当日資料）
に障害版あるかどうか。

山本： こんにちは赤ちゃん事業は虐待防止という位置づけとそうでないところがある。
「来ないでくれ」と言われると行けない。ネグレクトなら「ついでに保育所送迎」
を入れるなど、事業をきっかけにして組み合わせてカバーできるようにしていると
ころはある。が、数は少ない。また、ものすごく件数があったらできない現状がある。

八尾： 去年まで障害者の虐待の相談を受けてきたが、25年度に入り児童や親の支援がある。ネグレクト通報され、「家庭児童相談所」「療育センター」「子ども家庭センター」が関わる。詰まり感あり、妻が発達障害じやないかと夫が疑う。妻、夫、母が来所したため、奥さん（妻）のに「よければ受診しませんか」「よければサポート入るかも」と相談する。診断が出て、自立訓練事業が母に入る。居宅介護も導入。カンファレンスすると、支援機関の中で見立ての違いが目立つ。「入浴指導」として母が子どもを風呂に入れないと問題視。こちら（障害）から見ると母自身入浴の習慣がなかったため、先ず母に入浴の支援を入れた所、定期的にSOSがくるようになり、虐待の通報はなくなった。このケースから、児童（支援側）との見立ての解離を感じる。母の生きづらさ、母も色々辛かったことを話してくれる。祖母、夫も「（母は）指導、指導で疲れていた」と話す。障害者向けのサービスを児童分野の支援者はほとんど
知らないということがあった。買い物へ同行、等支援ができる。

3-4. 研究セミナーの概要

- (1) 高齢者虐待対応から障害者虐待対応の仕組みを考える
- 1) 高齢者虐待への対応から見えてきた課題
 - ① 虐待者に対してイエローカード（虐待の警告）を誰が切るかを考えなければいけない。時に虐待防止法の紹介が家族への宣戦布告になる場合もあるということで、チーム内での役割分担が重要である。
 - ② 「見守り」は最も高度な対応である。虐待が疑われる場合、とりあえず見守りをしようという対応が取られがちだが、見守りという対応は最も高度な対応である。虐待に関連した小さな事実や情報を確認して集めるための観察ポイントを具体的に決める、限界点を具体的に決め、限界を超えた場合の介入の手順を決めておくことが必要である。
 - ③ 家族の分離は外科手術のようなものである。高齢者本人にとって、急激な生活環境の変化になり、介護者にとってはそれまでの介護の全面的な否定になる。そして、分離後の高齢者へのケア、養護者家族のケアを誰がどのように対応するか検討する必要がある。
 - ④ 「虐待対応の習熟はできるだけ多くの事例の集積と整理からしか生まれない」とい

う言葉は障害者虐待防止法より先行して行われている分野からの声として、私たちは大いに参考にする必要がある。

(2) 相談支援の立場から感じること

1) 養護者虐待の対応から

- ① 地域包括支援センター職員から障害者虐待は虐待者、被虐待者双方に支援が必要であり、高齢者虐待に比べて複雑である。家族、世帯単位で支援しなければいけないなど、虐待者、被虐待者双方に障害がある場合もある。
- ② 渡邊氏による高齢者虐待の課題でも指摘されていたように、家族を分離することは分離前後の対応が非常に大変である。
- ③ 「虐待をしてしまう困った人」ではなく「虐待をしてしまうほど困った人」かもしれないという理解が必要。

2) 虐待防止センターとしての対応としての課題

- ① 報道されている虐待だけが虐待と誤解されており、通報すべき「虐待と思われる」とはたくさんあるにも関わらず、通報につながらないのが現状であり、虐待防止センターの力量の問題でもある。また、虐待防止センターへの通報はすべて事実確認調査を実施するということで、その結果、虐待の予防になり啓発になる。

(3) 施行後1年のいま 障害者虐待防止の実態と課題と今後について（シンポジウム）

1) 地方自治体の支援体制の課題

- ① 虐待については、防止、介入、事後対応の3つの場面があり、都道府県を含め、市区町村はこの3つを意識して支援体制を構築する必要がある。
- ② 防止または予防については、地域の支援体制（ネットワーク）にとても影響を受ける。地域の支援体制があれば、当然虐待にも活かせる。本末転倒の議論になつてはいけない。
- ③ 養護者の虐待はソーシャルワーク、施設等の虐待はマネージメントがキーワードになる。それぞれの専門性をどのように發揮するかにかかっている。

2) 行動障害と虐待

- ① 養護者虐待の場合、行動障害のある被虐待者は約27%。障害者福祉施設従事者等虐待の場合は22%。
- ② 抑制的な対応には悪循環がある。支援者や養護者が行動障害のある本人に叱責をすることで一時的には本人は支援者や養護者の指示を聞くが、その叱責に本人が慣れると効果が無くなってしまう。そのため、支援者や養護者はより強い叱責を行い、またそれに本人が慣れ、さらに強い叱責をしなければいけないことになる。
- ③ 予防のためには、養護者に対しては養護者の障害について支援者が気づくことや早期に社会資源を利用していくようなペアレントトレーニング、障害者福祉施設等従事者に対しては専門職の養成をしていく必要がある。

3) 法律とその運用における課題

- ① 全体的に見ると、養護者虐待については虐待防止法の仕組みがある程度機能している。しかし、施設、特に入所施設における虐待は別の仕組みが必要。
- ② 虐待防止センターの職員の対応にばらつきがあり、養護者虐待に対する支援について、市区町村にノウハウがない。各市区町村、専門職の間で工夫する必要がある。
- ③ 市区町村が犯罪に係る案件を抱え込んでいる場合がある。警察も犯罪だが、障害者虐待なので、市区町村に通報してくるといったことがみられる。市区町村と警察の職務分担ができていない地域が存在している。

4) 虐待防止専門官の立場から

- ① 障害者福祉施設従事者等虐待では、通報義務が正しく理解していないと考えている。職員、サービス管理責任者、管理者、それぞれに通報義務がある。職員からサービス管理責任者、管理者へと相談する流れで、虐待防止センターに通報せず、自施設で解決してしまう対応は法律違反になる。
- ② 管理者自らが虐待する場合、職員が虐待し、管理者が適切に指導できない場合、管理者と職員双方が虐待する場合の3つで深刻な虐待に発展する。職員の研修も必要だが、より必要なのは管理者への研修になる。
- ③ 虐待を発見したらなるべく早く外部の人を入れて、解決するというのが事業所にとっては良い道であるということを理解してもらいたい。そして、虐待のあった事業所を孤立させないというのが1番大切だと思う。

4. おわりに

今回の勉強会では3日という短い時間ではあったが、課題意識の高い自治体や、先行して虐待防止法が施行されている児童・高齢分野での取組状況や課題点等、幅広く虐待の現状や課題点を知ることができた。

近年では障害者虐待防止法(H24)が、そしてそれ以前では高齢者虐待防止法(H18)や児童虐待防止法(H12)が施行され、徐々に対象者への虐待予防、虐待への対応が整備されてきた経過がある。先行する2つの分野(高齢、児童)においては、8~14年前から各種整備がなされているが、今もって課題が山積みしているのが現状ではないかと感じた。虐待事案の深刻さや課題の複雑さを改めて知ることができた勉強会であった。

障害を有する方への虐待は、障害者虐待防止法を契機に、その対応や予防が大きく前進することとなるであろう。まずは、児童や高齢分野での先行事例から大いに学び、また障害者特有の課題や政策面等を考慮した、現実的な取り組みが今後必要になってくると考えられる。

終わりになるが、本勉強会の発表をしていただいた先生方に改めて厚く御礼を申し上げます。

障害者虐待防止法施行後半年（平成 24 年度下半期）の調査結果報告書から

のぞみの園研究部 志賀利一

平成 25 年 11 月 11 日に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室より、『平成 24 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』が発表された。このレポートの目的は、報告書の中の「通報から確認まで」の過程を中心に、データをグラフ化し、半年間の障害者虐待防止の取り組みの概要を理解しやすいものにすることである。また、平成 25 年 6 月 28 日に厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室より発表された『「使用者による障害者虐待の状況等」について』の内容についても併せて触れる。

1. 全体像

障害者虐待防止法施行後 6 カ月間（平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月）の全国的な状況を集計したものが、下の表（図 1）である。虐待通報件数は 4,502 件（養護者虐待 3,260 件、障害者福祉施設従事者等虐待 939 件、使用者虐待 303 件）、虐待と判断された件数は 1,524 件（養護者虐待 1,311 件、障害者福祉施設従事者等虐待 80 件、使用者虐待 133 件）、被虐待者数は 1,699 人（養護者虐待 1,329 件、障害者福祉施設従事者等虐待 176 件、使用者虐待 194 件）であった。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	303件	使用者による障害者虐待	
				(参考) 都道府県労働局 の対応	133件
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件		虐待判断 件数 (事業所数)	
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件			
被虐待者数	1,329人	176人		被虐待者数	194人

図 1. 障害者虐待の概況

2006 年より施行された高齢者虐待防止において、養護者ならびに養護施設従業者における虐待件数は合計で 16,750 件であり（平成 23 年度）、障害者虐待の年間推計件数（1,524 件 × 2 = 3,048 件）の 5.5 倍であった。また、2000 年より施行された児童虐待において、全国の児童相談所の虐待相談対応件数が 59,919 件であり（平成 23 年度）、障害者虐待の年間推計件数の 19.7 倍であった。

2. 虐待発見と防止のスキームと実際

障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けており、その後の防止等に係る具体的なスキームを「養護者虐待」「障害者福祉施設従事者等虐待」「使用者虐待」に分けて下記の図2のように定めている。

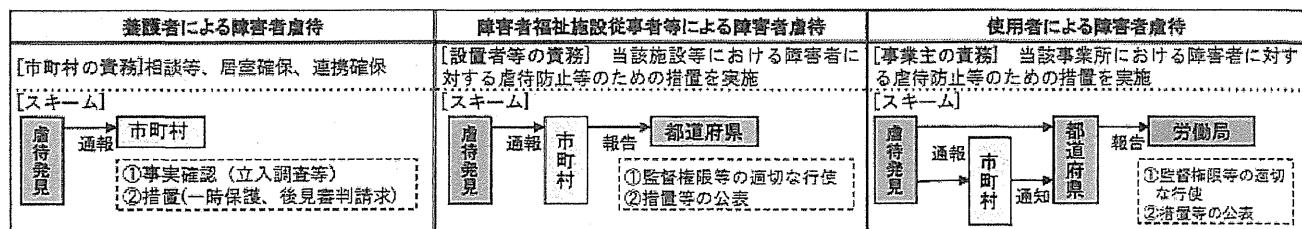


図2. 虐待防止の3つのスキーム

(1) 養護者虐待

養護者虐待に関する通報の受付件数は、合計3,260件であった。そのうち、市町村ではなく、都道府県が受けた件数が105件(3.2%)あった。また、虐待と判断した件数が1,311件であることから、通報件数の40.2%に相当する。

通報者の内訳は右の図3の通りである。相談支援事業等がもっとも多く、ほぼ同数で2番が本人、そして警察、家族・虐待者自身と続く(分類基準・重複相談件数の扱いは厚労省発表を単純化している)。

養護者虐待における被虐待者の障害種別の内訳と、虐待のタイプ別内訳は図4・5の通りである。

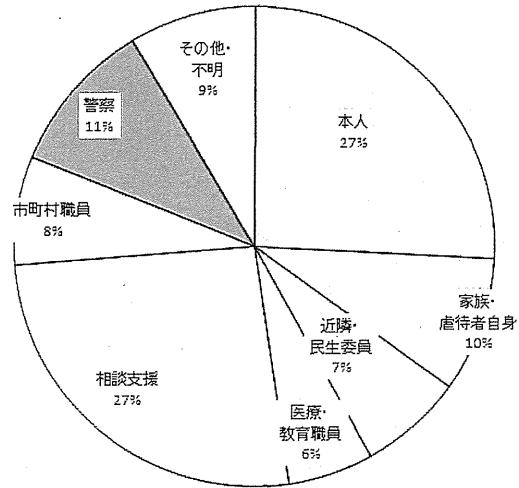


図3. 障害者虐待の通報者の内訳

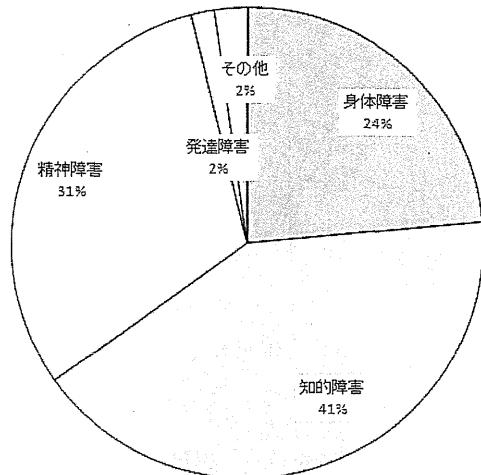


図4. 被虐待者の障害種別の内訳

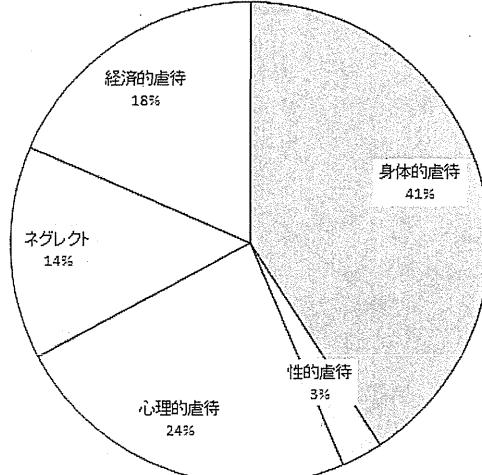


図5. 虐待のタイプ別内訳

障害種別としては、知的障害がもっとも多く、次いで精神障害、身体障害の順であり、虐待のタイプとしては、身体的虐待がもっと多く、次いで心理的虐待、経済的虐待の順である。養護者虐待における、虐待者の続柄は、父（22.7%）、母（20.7%）、兄弟姉妹（20.4%）と圧倒的に多く、次いで夫（12.4%）であり、その他は少數となっている。また、虐待への対応策として、保護を目的に虐待者から分離したのが448事例（34.2%）あった。死亡事例は3例報告されている。

（2）障害者福祉施設従事者虐待

障害者福祉施設従事者の虐待通報件数は、939件であった。そのうち、市町村ではなく、都道府県が受けた件数が164件（17.5%）であった。また、市町村において、都道府県から連絡を受けた95件を含む、合計870件の内、事実確認調査を行い虐待と認められた事例は79件（9.1%）、さらに都道府県において事実確認調査を行い虐待と認められた事例は165件中10件（6.1%）であった。ちなみに、市町村において、事実確認調査を行なっていない（行わない、または行うか検討中）事例は57件（21.5%）、都道府県において同様な事例は73件（44.2%）であった。市町村、都道府県の虐待通報件数とその内訳の割合については、図6の通りである。

通報者の内訳は、本人がもっとも多く279件（29.7%）、次いで家族・親族169件（18.0%）、当該施設職員が142件（15.1%）、相談支援事業106件（11.3%）の順である。

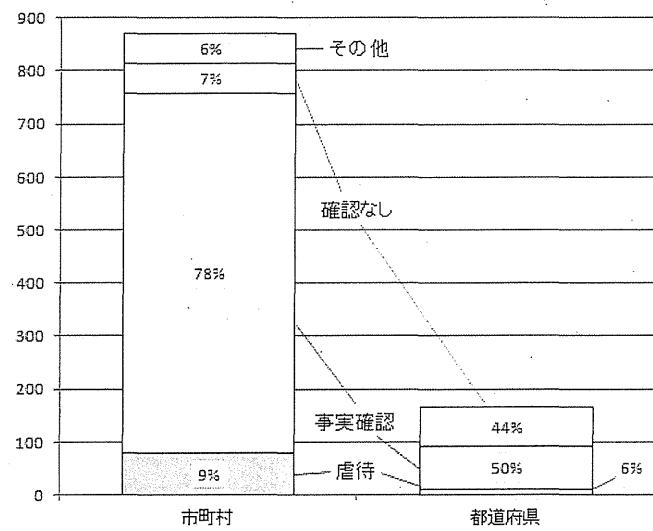


図6. 自治体の通報件数とその内訳

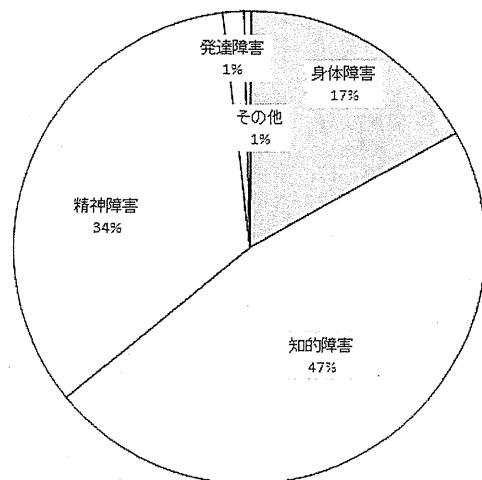


図7. 被虐待者の障害種別の内訳

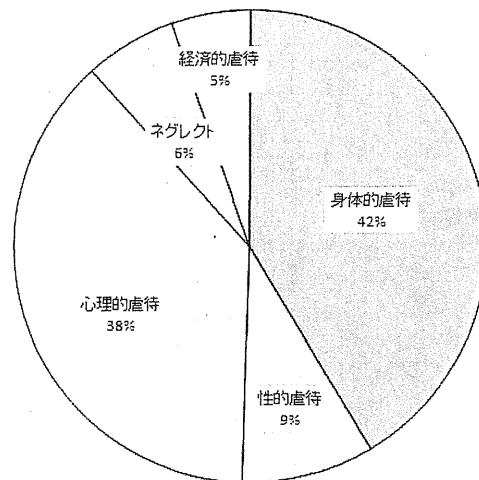


図8. 虐待のタイプ別内訳

図7と8は、被虐待者の障害種別内訳とタイプ別内訳である。同様の養護者虐待のデータと比較すると(図5・6)、障害種別では、身体障害がやや少なくなり、逆に知的障害、精神障害がやや増えている。特に、障害福祉サービス利用状況と照らし合わせると、精神障害者の虐待件数の割合が多い(精神障害者のサービス利用数は全体の20%未満)。また、虐待のタイプについては、心理的虐待の割合が多くなっている。この傾向も、精神障害者の割合の増加と関連しているものと推測される。

都道府県別の障害者福祉施設従事者の虐待件数は、神奈川の8件がもっとも多く、以下、東京7件、大阪・愛知5件、京都4件と人口の多い都府県が続く。また、件数ゼロの県は13あり(青森、山形、新潟、富山、福井、山梨、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、沖縄)、どちらかと言うと東高西低傾向にあり、特に四国4県はすべてゼロであった。ちなみに、青森、山形、新潟、福井、徳島の4県は、養介護施設従事者(高齢者)の虐待件数もゼロであった。

事業所種別では、就労継続支援B型がもっとも多く25.0%、次いで障害者支援施設22.5%、ケアホーム12.5%、生活介護11.3%、就労継続A型8.8%である。単純に、利用者数の多い事業種別で虐待が多いとは言えない結果である。

(3) 使用者虐待

使用者虐待に関する通報の受付件数は、合計303件であった。そのうち、市町村ではなく、都道府県が受けた件数が51件(16.8%)あった。通報を行った者としてもっとも多いのは、本人で47.9%と約半数であった。次いで、家族・親族15.8%、相談支援11.9%、近隣・知人10.2%であった。

使用者虐待については、スキーム上(図2参照)、労働局(最寄りの公共職業安定所、労働基準監督署等)が事実確認を行なうことになっていることから、平成25年11月11日発表にはこれ以上のデータは存在しない。そこで、平成25年6月28日に労働紛争処理業務室発表の資料を中心に、下記にデータをまとめることとする。

労働紛争処理業務室の資料では、通報の受付件数という集計は存在しない。虐待が認められた事業所と被虐待障害者数の集計である。虐待が認められた事業所は、133事業所であった。そのうち、都道府県から報告を受けたものは21事業所(15.8%)に過ぎない。虐待防止法のスキーム(図2)から離れた、労働局等への相談(直接、労働局、労基署、ハローワークに情報提供・相談)が37事業所(27.8%)、その他労働局等の把握(労基署の臨検やハローワークの事業所訪問などで把握)が75事業所(56.4%)であった(図9参照)。

つまり、使用者虐待については、市町村・都道府県に通報された事例から虐待の確認に至っている件数の5倍以上が、従来の労働局の指導・監督の結果として把握されている。

図10と11は、被虐待者の障害種別内訳とタイプ別内訳である。先の養護者虐待と障害者施設等従事者虐待のデータと比較すると、障害種別では、知的障害者の割合が高く、虐待のタイプとしては経済

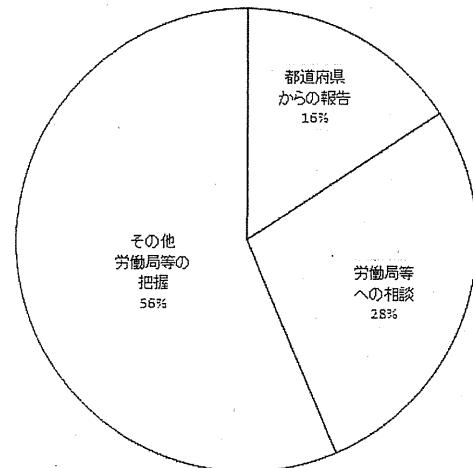


図9. 事業所虐待の把握方法

的虐待が圧倒的に高くなっている（最低賃金に満たない賃金の支払いが大多数）。また、他の集計ではもっとも多い身体的虐待の割合は少なく 16 人に過ぎない。それとほぼ同数、他の従業員からのいじめ等を使用者が放置する等のネグレクトも 15 人いる。

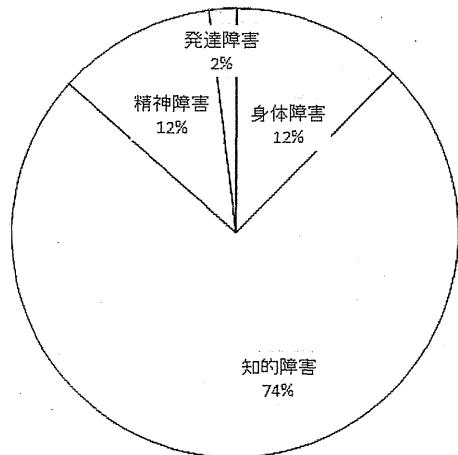


図 10. 被虐待者の障害種別の内訳

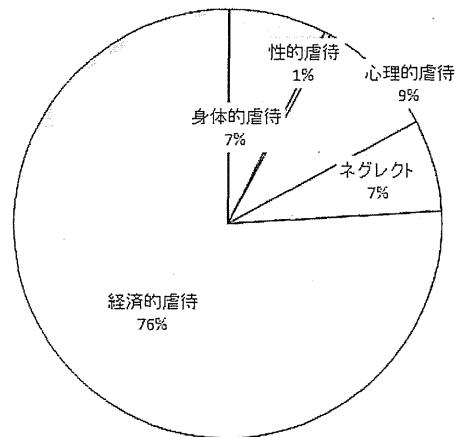


図 11. 虐待のタイプ別内訳

平成 24 年度中に、都道府県における使用者虐待の受付件数は 303 件であると、先に記している。件数ではないが、平成 24 年度中に労働局が都道府県より報告を受けた使用者虐待件数は 61 事業所である。単位が異なるため単純に比較できないが（件数と事業所数）、スキーム通り都道府県から労働局に報告されていない、あるいは労働局が報告を受理していない件数がたくさん存在することが推測される。確かに、特定の事業所について複数の通報件数が存在する事例がある、年度集計であるためタイムラグが存在し、都道府県からの報告が次年度になってしまっている事例も想像できる。それにしても、 $61/303$ とは小さい数字である。

ちなみに、労働局が都道府県より報告を受けた 61 事業所のうち、使用者虐待が認められたのは 21 事業所（34.4%）、虐待は認められなかったのは 25 事業所（41.0%）、次年度の調査案件になったのは 15 事業所（24.6%）であった。次年度調査の結果次第だが、概ね報告のあった事業所の半数で虐待の実態が確認できているものと考えられる。

障害者虐待防止を考える研究セミナー

主催 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

日時 平成 26 年 2 月 25 日(火) 18:30~21:00 受付 18:00~

場所 ヒューリックカンファレンス ROOM1(3F)

定員 100 名(先着順) 参加費 無料

平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行され 1 年が経過しました。

国立のぞみの園では、厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業を受けて、平成 25 年度から 3 か年、障害者虐待防止及び養護者・被虐待者の支援の在り方に関する研究を行っています。

この研究セミナーでは、初年度の研究活動について報告するとともに、実践経験及び課題意識の高い自治体や相談支援事業所の現場から報告をいただきます。そして、いま見えている現状と課題状況を踏まえた有識者によるシンポジウムにより、今後の障害者虐待防止及び支援の在り方について、参加者も含めたディスカッションを行い深めていくものです。

調査報告

のぞみの園研究部

現場からの報告

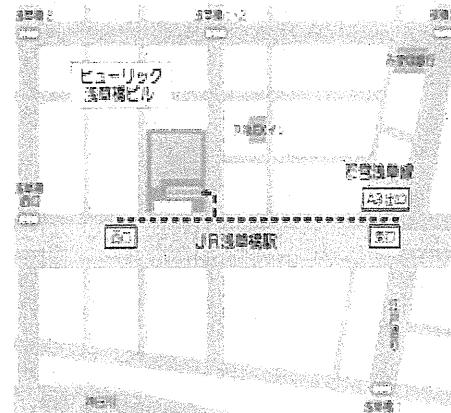
- ①自治体関係者から：渡辺一郎 氏（足立区）
- ②相談支援事業所から：野崎貴詞 氏
(一宮市相談支援事業所ゆんたく)

シンポジウム

「施行後 1 年のいま 障害者虐待防止を語ろう」

【シンポジスト】

- 大塚 晃 (上智大学 総合人間科学部)
- 井上 雅彦 (鳥取大学大学院 医学系研究科)
- 佐藤 彰一 (國學院大學法科大学院)
- 曾根 直樹 (厚生労働省 社会・援護局 虐待防止専門官)
- 志賀 利一 (国立のぞみの園 研究部)



浅草橋駅から徒歩でお越しの方
JR 浅草橋駅 [西口] より徒歩 1 分
都営浅草線 浅草橋 [A3 出口] より
徒歩 2 分

ヒューリックカンファレンス
〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-22-16
ヒューリック浅草橋ビル

< 参加申し込み、お問い合わせ先 >

*お申し込みは裏面の FAX 申込用紙をご利用ください

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部研究課 大村／相馬

TEL : 027-320-1400 (直通) FAX : 027-320-1391

E-mail : oomura-mi@nozomi.go.jp soma-de@nozomi.go.jp

(資料3)

a. 調査票【往復はがき調査】

b. 調査票【事例調査】